

産業廃棄物収集運搬業・
特別管理産業廃棄物収集運搬業
(積替え・保管を含まない。)

変更届出要領

令和元年 12 月

兵	庫	県
神	戸	市
姫	路	市
尼	崎	市
明	石	市
西	宮	市

はじめに

産業廃棄物処理業者は、事業を廃止した場合又は氏名、役員、事業の用に供する施設等を変更したときは、10日以内（登記事項証明を要する変更届については30日以内）にその旨を都道府県知事（政令市長）に届出なければなりません。この届出要領は、積替え保管を含まない産業廃棄物収集運搬業の**変更届用**です。届出に際しては、あらかじめこの要領をよく読んで届出書類の作成にあたるようにしてください。

なお、届出をしなかった場合、又は虚偽の届出をした場合、処罰されることがありますので注意してください。

目次

1 届出が必要となる変更	P2
2 届出書の提出先	P2
3 変更前の確認事項	P4
4 届出手続	P5
5 書換え交付申請について（兵庫県の場合のみ）	P5
変更届添付書類チェック表	P7
記載例	P9
役員等の変更	P10
車両の変更	P15
書換え交付申請・再交付申請	P19
届出・申請様式	P21
＜様式等のダウンロードについて（兵庫県への申請の場合）＞	
県ホームページの環境整備課のページ（下記アドレス）に、「申請・届出等手続案内」へのリンクをはっています。関連するページの3つ目「申請・届出等手続案内（外部サイトへリンク）」をクリックし、「兵庫県電子申請共同運営システム（e-ひょうご）」（ダウンロードのページ）にアクセスしてください。 https://web.pref.hyogo.lg.jp/kankyoseibi/index.html （環境整備課のページ）	
石綿含有産業廃棄物についての許可証の記載に係る取扱いについて	P37
水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物の取扱いについて	P38

1 届出が必要となる変更

事業の全部若しくは一部を廃止した場合、又は次に掲げる事項を変更したときは、10日以内（登記事項証明を要する変更届については30日以内）にその旨を都道府県知事（政令市長）に届け出なければなりません。

①氏名又は名称

②次に掲げる者（役員等と言います。）

- ・ 法定代理人
- ・ 役員（監査役を含む）、相談役、顧問
- ・ 政令で定める使用人
- ・ 発行済株式総数の5%以上の株を保有している株主
- ・ 総出資額の5%以上の額に相当する出資をしている者

③事務所及び事業場の所在地（住所を含む）

④事業の用に供する施設（車両・駐車場を含む）並びにその設置場所及び構造又は規模

2 届出書の提出先

変更届の提出先は、当該許可を受けた政令市もしくは県民局です。

○兵庫県

1 届出書の提出先（県民局）について

変更届については、以前に許可を受けた県民局に提出してください。不明の場合は、許可番号の左から5桁目の県民局コードをご覧ください。

（例：02802012345の場合、西播磨県民局に提出する。）

受付県民局（住所／電話番号）	コード （許可番号5桁目）
阪神北県民局 環境課 TEL(0797)83-3101 〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15	1又は3
東播磨県民局 環境課 TEL(079)421-1101 〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1	4
北播磨県民局 環境課 TEL(0795)42-5111 〒673-1431 加東市社字西柿1075-2	5
西播磨県民局 環境課 TEL(0791)58-2100 〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25	→ 2又は6
但馬県民局 環境課 TEL(0796)23-1001 〒668-0025 豊岡市幸町7-11	7
丹波県民局 環境課 TEL(0795)72-0500 〒669-3309 丹波市柏原町柏原688	8
淡路県民局 環境課 TEL(0799)22-3541 〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5	9

○神戸市

〒 651-0086 神戸市中央区磯上通7-1-5 (三宮プラザEAST 2階)
神戸市環境局 事業系廃棄物対策部
TEL (078)595-6191

○姫路市

〒 670-8501 姫路市安田4丁目1番地 (東館3階)
姫路市環境局美化部 産業廃棄物対策課
TEL (079)221-2405

○尼崎市

〒 660-8501 尼崎市東七松町1-23-1 (中館9階)
尼崎市経済環境局環境部 産業廃棄物対策担当
TEL (06)6489-6310

○明石市

〒 674-0053 明石市大久保町松陰1131 明石クリーンセンター管理棟2階
明石市市民生活局環境室産業廃棄物対策課
TEL (078)918-5784

○西宮市

〒 662-0934 西宮市西宮浜3丁目8 (環境事業部2階)
西宮市環境局環境総括室 産業廃棄物対策課
TEL (0798)35-0185

※注意

行政書士法により、行政書士でない者が、他人の依頼を受け、報酬を得て、官公署に提出する書類を業務として作成することはできません。(他の法律で特別の定めがある場合等は除きます。)

(メモ)

3 変更前の確認事項

届出事項を変更しようとする場合は、次の事項を確認してください。

(1) 車両を変更する場合

- 適正な運搬ができる運搬車又は運搬船、運搬容器等を有する必要があります。
 - ※ がれき類等は、土砂等積載禁止車両で運搬することはできません（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法）。

(2) 役員等を変更する場合

- 変更する役員等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める「欠格事項」（法第 14 条第 5 項第 2 号）に該当していないか確認する。
 - ※ 変更する役員等の全てについて確認してください。
 - ※ 欠格事項に該当する者がいる場合は、その旨を届出る必要があります。

<欠格事項の具体例>

- ① 精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ④ 廃棄物処理法、浄化槽法、その他環境保全法令若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法（傷害、傷害助勢、暴行、凶器準備集合及び結集、脅迫、背任）若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ⑤ 法第 7 条の 4 第 1 項（第 4 号の場合を除く。）若しくは第 2 項、第 14 条の 3 の 2 第 1 項（第 4 号の場合を除く。）若しくは第 2 項（これらの規定を第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者
- ⑥ 廃棄物処理法又は浄化槽法に基づく許可取消の聴聞通知があった日から、その処分を決定するまでの間に廃止届出書を提出し、5 年を経過しないもの
- ⑦ 廃棄物処理業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められる相当の理由がある者
- ⑧ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（暴力団員等）
- ⑨ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

4 届出続

- (1) この要領、記載例を参考に届出書類を作成する（この要領に記載例のない様式については、「新規許可申請要領」を参考にしてください。）
- 届出の変更内容を確認の上、7ページ～8ページのチェック表を確認し、必要書類をそろえる。
 - 届出書及び必要書類（様式の定められたもの）にボールペン等で記入する（「消せるボールペン」、鉛筆は不可）。書類は片面印刷にしてください。
 - 届出書類を一式セットし、正本とする。公的書類が必要な場合は3ヶ月以内に発行された原本を添付する。
 - 再度チェック表に従って必要書類等を確認した後、副本用として1部コピーする。
 - 届出書を郵送で提出する場合は、切手を貼り付けた返信用封筒を正副届出に同封する。（副本は受領印を押印して返信用封筒にて返却いたします。）
 - 届出に併せて、兵庫県に許可証の書換え交付申請をする場合は申請書を用意する。（詳しくは「5 書換え交付申請について（兵庫県の場合のみ）」をご覧ください。）

5 書換え交付申請について(兵庫県の場合のみ)

兵庫県知事許可の許可証について、更新及び変更許可時以外で記載事項を変更した許可証が必要な場合は、別途書き換え申請を行うことができます。許可証の書換えは義務ではありませんが、書換えされることをお勧めします。また、兵庫県知事許可の許可証を紛失、汚損等により再発行を行う場合には別途再交付申請を行うことができます。

書換え交付申請等手数料（令和元年12月現在）（県のみ必要）

業の区分	許可証の書換え交付	許可証の再発行
産業廃棄物収集運搬業	2,000円	2,000円
特別管理産業廃棄物収集運搬業	2,000円	2,000円

※ 申請手数料は、申請取下げの場合でも返還できません。

申請手数料は、兵庫県収入証紙を収入証紙売りさばき所で購入してください。

※ 県民局の申請窓口では証紙を販売していません。証紙については以下のページをご覧ください。

http://web.pref.hyogo.jp/tb01/tb01_000000001.html（兵庫県ホームページ「収入証紙」）

郵送途上におけるトラブルを防止するため、申請書類は直接各窓口への持参が原則です。変更届と併せて郵送で申請する場合は、申請書の手数料欄に証紙を貼付けた上で、配達した記録の残る方法で県民局に送るようにして下さい。来庁して届出と併せて申請する場合は、あらかじめ受付県民局に電話し、来所日時を予約してください。

＜書換えた許可証の交付について＞

許可証の交付は窓口での交付が原則です。郵送での交付を希望する場合は、許可証（A4サイズ）が入る返信用封筒等を申請時に提出するか、県民局に送付してください。送料は申請者の負担です。簡易書留、レターパックプラス等、配達・受取りの記録が残る方法で返送できるよう用意をお願いします（レターパックライトは不可。簡易書留の場合の送料は、許可証のみの場合460円です。）。

(メモ)

変更届添付書類チェック表

- ① 氏名又は名称の変更
- ② 法定代理人、役員（監査役を含む）、相談役、顧問、政令で定める使用人、発行済株式総数の5%以上の株を保有している株主、総出資額の5%以上の額に相当する出資をしている者の変更
- ③ 事務所及び事業場の所在地（住所を含む）の変更又は事業の用に供する施設（駐車場）
- ④ 事業の用に供する施設（車両）並びにその設置場所及び構造又は規模の変更

チェック	添付書類名	変更内容				廃止	備考
		①	②	③	④		
<input type="checkbox"/>	委任状（A4判）	△	△	△	△	△	行政書士等に委任する場合
<input type="checkbox"/>	変更（廃止）届出書（様式第11号・17号）	○	○	○	○	○	様式第11号は産業廃棄物処理業 様式第17号は特別管理産業廃棄物処理業にそれぞれ使用する
	(様式第6号の2)						
<input type="checkbox"/>	(第2面) 事業計画の概要 「3. 運搬施設の概要」				○		<u>追加分を含め現有車両と廃止車両、 収集運搬機材すべてを記入し、備考欄に新規・継続・廃止の別を記入</u>
<input type="checkbox"/>	(第6面) 運搬車両の写真				○		新たに登録する車両等のみ
<input type="checkbox"/>	(第10面) 誓約書		△				新たに役員等になった者がある場合
<input type="checkbox"/>	事務所及び事業場等の名称及び所在地一覧表 (別紙1)			○			
<input type="checkbox"/>	事務所及び事業場等の位置図・写真(別紙2)			○			
<input type="checkbox"/>	車両の貸借に関する証明書(別紙3)				△		新たに登録する車両が、届出者名義でない場合は必要 ただし、貸借する車両がすでに他業者で登録済の場合は使用できません
<input type="checkbox"/>	収集運搬器材の使用権原を証する書類 (自動車検査証等の写し)				○		新たに登録する車両等がある場合
<input type="checkbox"/>	収集運搬機材の保管場所の位置図(別紙4)			△	△		住所、所在地の変更、車両の増減等により変更が生じた場合は必要
<input type="checkbox"/>	事業者・政令使用人・役員等名簿(別紙5)		○				役員等名簿(別紙5)、株主等名簿(別紙6)のうち、変更のあるものについて添付
<input type="checkbox"/>	株主又は出資者名簿(別紙6)						
<input type="checkbox"/>	定款又は寄附行為の写し	○					法人の場合
<input type="checkbox"/>	事業場の代表者である旨の申立書(別紙7)		△				該当する者を新たに置く場合

チェック	添付書類名	変更内容				廃止	備考
		①	②	③	④		
<input type="checkbox"/>	法人＝登記事項証明書★ 個人＝住民票（ <u>本籍記載のもの</u> ）（外国人にあっては国籍・地域記載のもの）で、 <u>マイナンバーが記載されていないもの</u> ）★	○	○ 法人のみ	△			③法人：本店の場合 ③個人：住所の場合 氏名（名称）、住所の変更内容が分かるものが必要
<input type="checkbox"/>	登記されていないことの証明書*（①個人のみ）★	○					業の許可申請と同時に変更届を提出する場合はこれらの書類は同時申請（届出）に関する申立書で省略可能
<input type="checkbox"/>	役員・株主等（又は②に掲げる者）の住民票（ <u>本籍記載のもの</u> ）（外国人にあっては国籍・地域記載のもの）で、 <u>マイナンバーが記載されていないもの</u> ）、登記されていないことの証明書*★ （株主等が法人の場合） 株主等である法人の登記事項証明書★		△			新たに役員・株主等になった者のみ	
<input type="checkbox"/>	現許可証の写し	○	△	△			許可証の書換えを伴う届出の場合に必要
<input type="checkbox"/>	同時申請（届出）に関する申立書（別紙8）	△	△	△	△		複数申請・届出を同時に行う場合
<input type="checkbox"/>	許可証書換え交付申請書（別紙9）	△	△	△	△		許可証に書き換えが必要な場合（兵庫県に申請する場合は必要）
<input type="checkbox"/>	県内政令市で受けている産業廃棄物収集運搬業許可証の写し	△	△	△	△		兵庫県に申請する場合は必要
<input type="checkbox"/>	許可証の原本	新許可証は旧許可証と交換で交付します。				○	

★印のついた書類は、3ヶ月以内に発行されたものに限りま。

△印のついた書類は、該当する場合は添付してください。

*精神の機能の障害に関する医師の診断書等でも代用可能です。

※ 各行政それぞれの窓口へ2部（正本、副本各1部）提出してください。

<同時申請による書類の省略>

同じ行政内において複数の許可及び届出を同時に届出（申請）する場合、同時申請（届出）に関する申立書（別紙8）の一覧にある添付書類については、同申立書により省略することができます。

なお、兵庫県に（特別管理）産業廃棄物処分業と（特別管理）産業廃棄物収集運搬業の届出（申請）を同時に行う場合は、処分業の書類に原本を添付し、収集運搬業の書類には別紙8と原本のコピーを添付してください。

<先行許可制度について>

兵庫県では、先行許可制度を採用していませんので、添付書類の省略はできません。

記載例 役員等の変更
車両の変更
書換え交付申請・再交付申請

●役員等変更時の記載例

様式第十一号（第十条の十関係）

産業廃棄物処理業 ~~廃止~~ 届出書
変更

令和元年 12 月 20 日

●届出する年月日を記入してください。

兵庫県知事様

●届出先の行政機関の長(○×知事、△△市長)を記入してください。

- 法人の場合は、本店の所在地・名称等を記入してください。
- 個人の場合は、住所・氏名・屋号（許可証に記載が必要な場合）を記入してください。
- 郵便番号、フリガナも記入してください。

届出者 〒 670-0000
住 所 兵庫県姫路市○○町△△番地
フリガナ XXXX
氏 名 株式会社□□
XXXXXXXX
代表取締役 □□ ○○
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号 0000-00-0000
(FAX) 0000-00-XXXX

平成30年4月15日付け第00000000000号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について ~~廃止~~ 変更 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く）		

変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）

（変更内容が法人に係るものである場合） ※ 法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

（ふりがな） 名 称		住 所	
		別紙のとおり	
（変更内容が個人に係るものである場合） ※ 法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更			
（ふりがな） 氏 名	生年月日	本 籍	住 所
	役職名・呼称	住	所
		別紙のとおり	

廃止又は変更の理由 役員の退任及び就任
5%以上の株主の変更

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日（法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、30日）以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

（日本工業規格 A列4番）

●役員等変更時の記載例（新たに役員等になった者がある場合のみ）

（第10面）

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

●届出先の行政機関の長（○×知事、△△市長）を記入してください。

兵 庫 県 知 事 様

●届出年月日を記入してください。

令和元年 12 月 20 日

●押印してください（法人は代表者印）。

申請者

住所 東京都千代田区〇〇1丁目△△番地

氏名 〇〇環境株式会社
代表取締役 兵 庫 太 郎

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

印

- 届出者について、以下により記入してください。
- ・法人：本社の所在地、商号、代表者の職及び氏名
 - ・個人：現住所、屋号（該当する場合）、氏名

※法人、個人、役員、株主、政令使用人、法定代理人等が廃棄物処理法に定める「欠格事項」（法第14条第5項第2号イからへ）に該当する者がいる場合、許可は取消しとなりますのでご注意ください。

「欠格事項の具体例」については、p 4 参照

●役員等変更時の記載例

事業者、政令使用人、役員等名簿

●氏名、本籍、現住所等は住民票記載のとおり記入してください。

変更前

役職名等	(フリガナ) 氏名	本籍 (※住民票のとおり記載、外国人の方は記載不要)	
生年月日		現住所又は居住地 (※住民票のとおり記載)	
代表取締役	(ヒョウゴ 知)	本籍	兵庫県加古川市〇×町△番地
昭和〇年〇月〇日	兵庫 太郎	現住所	兵庫県加古川市〇×町△番地
政令使用人 (〇×部長)	(ニシミヤ 伊助)	本籍	兵庫県西宮市〇×町△番地
昭和△年△月△日	西宮 一郎	現住所	兵庫県西宮市〇×町△番地
		本籍	
		現住所	
		本籍	
		現住所	

●本籍と同じでも現住所欄は「同上」と記入せず、住民票記載のとおり記入してください。

●別紙を2枚用いて、変更前後が分かるように記載してください。

変更後

役職名等	(フリガナ) 氏名	本籍 (※住民票のとおり記載、外国人の方は記載不要)	
生年月日		現住所又は居住地 (※住民票のとおり記載)	
代表取締役	(コハバ ハナ)	本籍	兵庫県神戸市〇〇区〇〇町〇番地
昭和〇年〇月〇日	神戸 花子	現住所	大阪府大阪市〇×区〇×町〇番地
取締役	(〇〇 〇〇) 〇〇 〇〇	本籍	_____
19XX年△月△日	(ヒメジ サウ 助) 姫路 三郎	現住所	兵庫県姫路市〇×町〇番地
政令使用人 (〇×部長)	(ニシミヤ 伊助)	本籍	兵庫県西宮市〇×町△番地
昭和△年△月△日	西宮 一郎	現住所	兵庫県西宮市〇×町△番地
		本籍	
		現住所	

●外国人の場合
①生年月日は西暦表示
②「本名とフリガナ」、「通称名とフリガナ」を両方記載

●役員等変更時の記載例

株主又は出資者名簿

変更前

株主：株式会社の株主で、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有するもの

出資者：株式会社以外の法人で、出資金総額の100分の5以上の額に相当する出資をしているもの

発行済株式総数		出資金総額	
		1,000株	円
(フリガナ) 氏名又は名称	生年月日 又は 設立年月日	保有株式数又は出資額 総額に対する割合	本籍（※住民票のとおり記載、法人及び外国人は不要） ----- 現住所又は居住地（※住民票のとおり記載）
(ヒョウ 太郎) 兵庫 太郎	昭和〇年 〇月〇日	800株・円 80%	本籍 兵庫県明石市〇×町〇丁目×番地 ----- 現住所 兵庫県西宮市△〇町〇番地
(ヒョウコノケンジュウコウ) (株)兵庫県重工	昭和△年 〇月〇日	50株・円 5%	本籍 ----- ----- 現住所 兵庫県神戸市〇×区〇△町〇番地
			本籍 ----- ----- 現住所 -----
			本籍 ----- ----- 現住所 -----

●別紙を2枚用いて、変更前後が分かるように記載してください。

変更後

発行済株式総数		出資金総額	
		1,000株	円
(フリガナ) 氏名又は名称	生年月日 又は 設立年月日	保有株式数又は出資額 総額に対する割合	本籍（※住民票のとおり記載、法人及び外国人は不要） ----- 現住所又は居住地（※住民票のとおり記載）
(ヒョウ 太郎) 兵庫 太郎	昭和〇年 〇月〇日	800株・円 80%	本籍 兵庫県明石市〇×町〇丁目×番地 ----- 現住所 兵庫県西宮市△〇町〇番地
(アマガサキホールディングス) (株)アマガサキ ホールディングス	平成△年 〇月〇日	50株・円 5%	本籍 ----- ----- 現住所 兵庫県尼崎市××町〇番地
			本籍 ----- ----- 現住所 -----
			本籍 ----- ----- 現住所 -----

●本籍と同じでも現住所欄は「同上」と記入せず、住民票記載のとおり記入してください。

●役員等変更時の記載例（政令使用人を変更する場合のみ）

事業場の代表者である旨の申立書

令和元年 12月 20日

兵庫県知事様

●届出する年月日を記入してください。

●届出先の行政機関の長（○×知事、△△市長）を記入してください。

（申請者）

住 所 兵庫県姫路市△△町□□番地

株式会社▽▽運輸

氏 名 代表取締役 尼崎 花代
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

私（当社）は、下記の者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の10に掲げる使用人（事業場の代表者）であることを申し立てます。

記

1	職 名 ○○支店長	●事業場の代表者としてここに記載された人は、別紙5へ記載し、住民票等も提出してください。
	氏 名 神戸太郎	
2	事業場の代表者である理由 当社が行う産業廃棄物処理業務の契約権限を上記の者に委任しているため。	

※

●この申立書は、法施行令第6条の10に掲げる使用人を置く場合にのみ提出してください。
※ 政令で定める使用人
申請者の使用人で、
①本店又は支店の代表者
②継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くものの代表者

最低限、「申請者が行う産業廃棄物処理業務の契約権限が委任されていること」が必要です。

●車両変更時の記載例

様式第十一号（第十条の十関係）

産業廃棄物処理業 ~~廃止~~ 届出書
変更

令和元年 12 月 20 日

●届出する年月日を記入してください。

兵庫県知事様

●届出先の行政機関の長(○×知事、△△市長)を記入してください。

- 法人の場合は、本店の所在地・名称等を記入してください。
- 個人の場合は、住所・氏名・屋号（許可証に記載が必要な場合）を記入してください。
- 郵便番号、フリガナも記入してください。

届出者 〒 670-0000
住 所 兵庫県姫路市○○町△△番地
フリガナ XXXX
氏 名 株式会社□□
XXXX XXXX
代表取締役 □□ ○○
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号 0000-00-0000
(FAX) 0000-00-XXXX

平成30年4月15日付け第0000000000号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について ~~廃止~~ 変更 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く）	別紙のとおり	

変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）

（変更内容が法人に係るものである場合） ※ 法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

(フリガナ)		住 所	
名	称	住	所
（変更内容が個人に係るものである場合） ※ 法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更			
(フリガナ)	生年月日	本 籍	
	氏 名	役職名・呼称	住 所

廃止又は変更の理由 収集運搬車両の入替えに伴う変更

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日（法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、30日）以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

(日本工業規格 A列4番)

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	ダン プ	神戸11う 〇〇-〇〇	9,250	自社	継続
2	キャブオーバー	姫路11あ 〇〇-〇〇	7,500	自社	廃止
3	タンクローリー車	神戸88う 〇〇-〇〇	10,000	(株)☆☆商事	継続
4	塵 芥 車	姫路88あ 〇〇-〇〇	3,000	(株)☆☆商事	車両の貸借に関する証明書添付 新規
5					
6					
7					
8					
9					
10					
事務所の所在地		変更なし			
駐車場の所在地		変更なし ※ 付近の見取図を添付すること。			
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考		
ドラム缶	廃油	〇m ³	●飛散、流出を防止するため運搬容器を使用するときは、それら容器について記載してください。		

●新規、継続、廃止、すべての車両等を記入してください。
●車検証記載の「車体の形状」を記入してください。
●車検証の備考欄に「積載物品は土砂等以外のものとする」等の表示がある場合には、がれき類等は運搬できません（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法）。

●車両の場合は、車検証の積載能力を、船舶の場合は、総トン数を記入してください。

●新規、継続、廃止の別を記入してください。（前回提出した申請書又は届出書の内容と矛盾がないように記載してください。）
●新規の車両で、車両の所有者又は使用者が異なる場合に別紙3「車両の貸借に関する証明書」を添付してください。

●車両変更時の記載例（新規の車両がある場合のみ）

（第6面）
運搬車両の写真

自動車登録番号又は車両番号	姫路 8 8 あ〇〇-〇〇
前 面 写 真	<p>写真の方向等について図示するのが望ましい。</p> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・車両の前面（真正面）を撮影すること。・ナンバープレートが確認できること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none">●少し斜め前方からの写真でも結構です。●車両番号が確認できる写真にしてください。</div>
側 面 写 真	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><ul style="list-style-type: none">●車両等の全体を写したもので、社名（屋号）が分かるものを貼ってください。●借用車両の場合でも、社名（屋号）の表示は申請者の社名（屋号）となります。●他の自治体で許可を受けている場合など、産業廃棄物運搬車である旨の法定表示が分かるようにしてください。 ※ 法定表示は、①産業廃棄物収集運搬車である旨、②氏名又は名称（屋号のみは不可）、③許可番号の下6桁の表示が必要です。</div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">撮影 令和元年 12月 20日</div>

車両の貸借に関する証明書

令和元年 12月 20日

兵庫県知事様

●届出する年月日を記入してください。

●届出先の行政機関の長（○×知事、△△市長）を記入してください。

結していることを証明いたします。

万一、適しなくなつた場合には借主は当該車両の使用を廃止する旨の変更届を行うことを誓約いたします。

- 1 貸借目的 借主が産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業を行うために下記の期間継続して使用すること。
- 2 貸借条件
 - ① 借主、又は借主の従業員が当該車両を運転するものであり、貸主又は貸主の従業員が当該車両を運転するなど貸主が借主の名義で産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業を行うものではないこと。
 - ② 貸主は、借主が当該車両を借用している間、自ら当該車両を産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業に使用するものではないこと。
 - ③ 貸主は、借主が当該車両を借用している間、借主以外の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業者に重ねて当該車両を使用させるものでないこと。

3 自動車登録番号 姫路 11 あ〇〇-〇〇 神戸 44 い△△-△△ ●同じ貸主の車両は、全て記入してください。

4 使用期間 令和元年 12月 1日 から 令和 6年 11月 30日 まで

5 保管場所 所在地（住所）兵庫県姫路市〇〇区△△町□□番地

（貸主）住所 兵庫県神戸市△△区〇〇町□丁目▽番◇号

●貸主が法人の場合は、代表者の役職・氏名も記入してください。

氏名 ☆☆商事 株式会社
代表取締役 神戸 二郎
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 (〇〇〇〇) 〇〇 - 〇〇〇〇



●押印してください。

（借主）住所 兵庫県姫路市〇〇区△△町□□番地

氏名 株式会社 ▽▽運輸
代表取締役 姫路 一郎
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)



※留意事項 貸主、借主双方の印を押印してください。
(法人にあつては、代表者の印)
貸主は車検証の使用者欄の方を記入してください。

●貸主が2名以上の場合は、この用紙をコピーして使用してください。

●兵庫県知事許可の許可証書換え時には、2,000円の収入証紙を貼付してください。(政令市長許可の許可証書換え時は本様式の提出は不要です。)

収入証紙

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業許可証書換え交付申請書

令和元年 12月 20日

兵庫県知事様

申請者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
〒 670-0000
兵庫県明石市〇〇町△△番地

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

〇〇株式会社 代表取締役 兵庫 太郎

電話 (〇〇〇) 〇〇〇 — 〇〇〇〇 番

●理由を具体的に記入してください。

許可年月日	平成 30年 4月 15日	
許可番号	第 02806123456号	
書換交付申請の理由	代表取締役の変更	
変更内容	変更後	変更前
	代表取締役 兵庫 太郎	代表取締役 兵庫 花子

●許可証記載事項のうち、変更する事項を全て記載してください。

様式第 5 号

●兵庫県知事許可の許可証書換え時には 2,000 円の収入証紙を貼付してください。(政令市長許可の許可証再交付時は本様式の提出は不要です。)

収入証紙

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業許可証再交付申請書

令和元年 12 月 20 日

兵庫県知事様

申請者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
〒 670-0000
兵庫県姫路市〇〇町△△番地

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

〇〇株式会社 代表取締役 兵庫 次郎

電話 (〇〇〇) 〇〇〇 — 〇〇〇〇 番

●該当する理由を○で囲んでください。

許可年月日	平成 31 年 4 月 15 日
許可番号	第 02801012345 号
再交付申請の理由	<p>破 損・汚 損・亡 失</p> <p>具体的理由</p> <p>許可証を複写する際に誤って破損したため。</p>

●理由を具体的に記入してください。

(備考) 破損又は汚損した場合、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業許可証を添付すること。

届出・申請様式

**産業廃棄物処理業 廃止 届出書
変更**

年 月 日

様

届出者 〒
住 所
フリガナ
氏 名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の
事項について 廃止 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項に
変更 において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は 変更した事項の内 容（規則第10条の 10第1項第2号に掲 げる事項を除く）		

変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）

（変更内容が法人に係るものである場合） ※ 法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

(ふりがな) 名 称	住 所

（変更内容が個人に係るものである場合） ※ 法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 所	住 所

廃止又は変更の理由

備考

- 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日（法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、30日）以内に提出すること。
- 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

（日本工業規格 A列4番）

**特別管理産業廃棄物処理業 廃止 届出書
変更**

年 月 日

様

届出者 〒
住 所
フリガナ
氏 名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた特別管理産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 5 第 3 項 変更 において準用する同法第 7 条の 2 第 3 項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第 10 条の 23 第 1 項第 2 号に掲げる事項を除く）		

変更した事項の内容（規則第 10 条の 23 第 1 項第 2 号に掲げる事項）

(変更内容が法人に係るものである場合) ※ 法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
(フリガナ) 名 称	住 所	
(変更内容が個人に係るものである場合) ※ 法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
(フリガナ) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 籍 住 所

廃止又は変更の理由

備考

- 1 この届出書は、廃止又は変更の日から 10 日以内（法人で規則第 10 条の 10 第 3 項第 1 号又は第 2 号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、30 日）に提出すること。
- 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

（日本工業規格 A 列 4 番）

(第2面)

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

事務所の所在地

駐車場の所在地

※ 付近の見取図を添付すること。

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用途	容量	備考

(第6面)
運搬車両の写真

自動車登録番号又は車両番号				
前 面 写 真	<p>写真の方向等について図示するのが望ましい。</p> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の前面（真正面）を撮影すること。 ・ナンバープレートが確認できること。 			
側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の側面（真横）を撮影すること。 ・名称等の車体の表示が確認できること <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。</p> <p>車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。</p> </div>			
	撮影	年	月	日

(第10面)

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

都道府県知事 様
(市長)

申請者
住所
氏名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

印

事務所及び事業場等の名称及び所在地一覧表

(年 月 日現在)

名 称	所 在 地	電 話 番 号
	〒	() —
	〒	() —
	〒	() —
	〒	() —
	〒	() —
	〒	() —
	〒	() —
	〒	() —
	〒	() —

※留意事項 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業務に関する連絡先には○を付してください。

（法人の場合）・・・登記事項証明書上の本店所在地と営業活動の本拠地の所在地が異なる場合には、両方の所在地を記入してください。また、本申請の許可に関する事業所についても、記入してください。

（個人の場合）・・・住民票の住所と事業場の所在地の両方を記入してください。また、本申請の許可に関する事業所についても、記入してください。

事務所及び事業場等の位置図・写真

事務所及び事業場等の所在地	
事務所及び事業場等の位置図	<p>() から徒歩 () 分</p> <p>(最寄り駅等、主たる目標物から詳しく記入してください。)</p>
事務所及び事業場等の写真	

※留意点 位置図・・・目印（銀行・郵便局・ガソリンスタンドなど）を記載してください。
写 真・・・建物全体の外観と会社名や屋号がわかる写真を貼ってください。

車両の貸借に関する証明書

年 月 日

様

下記のとおり貸主と借主は車両の貸借契約を締結していることを証明いたします。
 万一、適合しなくなった場合には借主は当該車両の使用を廃止する旨の変更届を行うことを誓約いたします。

- 1 貸借目的 借主が産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業を行うために下記の期間継続して使用すること。
- 2 貸借条件 ① 借主、又は借主の従業員が当該車両を運転するものであり、貸主又は貸主の従業員が当該車両を運転するなど貸主が借主の名義で産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業を行うものではないこと。
 ② 貸主は、借主が当該車両を借用している間、自ら当該車両を産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業に使用するものではないこと。
 ③ 貸主は、借主が当該車両を借用している間、借主以外の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業者に重ねて当該車両を使用させるものでないこと。
- 3 自動車登録番号 _____
- 4 使用期間 _____ 年 月 日 から _____ 年 月 日 まで
- 5 保管場所 所在地（住所）

(貸主) 住所

氏名 _____ ⑩
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 () _____

(借主) 住所

氏名 _____ ⑩
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

~~~~~

※留意事項 貸主、借主双方の印を押印してください。  
 (法人にあっては、代表者の印)  
 貸主は車検証の使用者欄の方を記入してください。

## 収集運搬器材の保管場所の位置図

| 保管場所所在地 |                                     |
|---------|-------------------------------------|
| 保管場所位置図 | <p>(最寄り駅等、主たる目標物から詳しく記入してください。)</p> |

## 事業者、政令使用人、役員等名簿

| 役職名等  | (フリガナ)<br>氏 名 | 本籍 (※住民票のとおり記載、外国人の方は記載不要) |  |
|-------|---------------|----------------------------|--|
| 生年月日  |               | 現住所又は居住地 (※住民票のとおり記載)      |  |
| 年 月 日 |               | 本籍                         |  |
|       |               | 現住所                        |  |
| 年 月 日 |               | 本籍                         |  |
|       |               | 現住所                        |  |
| 年 月 日 |               | 本籍                         |  |
|       |               | 現住所                        |  |
| 年 月 日 |               | 本籍                         |  |
|       |               | 現住所                        |  |
| 年 月 日 |               | 本籍                         |  |
|       |               | 現住所                        |  |
| 年 月 日 |               | 本籍                         |  |
|       |               | 現住所                        |  |
| 年 月 日 |               | 本籍                         |  |
|       |               | 現住所                        |  |
| 年 月 日 |               | 本籍                         |  |
|       |               | 現住所                        |  |
| 年 月 日 |               | 本籍                         |  |
|       |               | 現住所                        |  |

※ 上記の者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 14 条第 5 項第 2 号の規定に該当する場合は、許可することができない。



## 株主又は出資者名簿

株主：株式会社の株主で、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有するもの出資者：株式会社以外の法人で、出資金総額の100分の5以上の額に相当する出資をしているもの

| 発行済株式総数          |                     | 出資金総額      |                            |
|------------------|---------------------|------------|----------------------------|
|                  |                     | 株          | 円                          |
| (フリガナ)<br>氏名又は名称 | 生年月日<br>又は<br>設立年月日 | 保有株式数又は出資額 | 本籍 (※住民票のとおり記載、法人及び外国人は不要) |
|                  |                     | 総額に対する割合   | 現住所又は居住地 (※住民票のとおり記載)      |
|                  |                     | 株・円        | 本籍                         |
|                  |                     | %          | 現住所                        |
|                  |                     | 株・円        | 本籍                         |
|                  |                     | %          | 現住所                        |
|                  |                     | 株・円        | 本籍                         |
|                  |                     | %          | 現住所                        |
|                  |                     | 株・円        | 本籍                         |
|                  |                     | %          | 現住所                        |
|                  |                     | 株・円        | 本籍                         |
|                  |                     | %          | 現住所                        |
|                  |                     | 株・円        | 本籍                         |
|                  |                     | %          | 現住所                        |
|                  |                     | 株・円        | 本籍                         |
|                  |                     | %          | 現住所                        |
|                  |                     | 株・円        | 本籍                         |
|                  |                     | %          | 現住所                        |

※ 上記の者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第5項第2号の規定に該当する場合は、許可されない場合があります。

## 事業場の代表者である旨の申立書

年 月 日

様

(申請者)

住 所  
-----

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
-----

私（当社）は、下記の者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の10に掲げる使用人（事業場の代表者）であることを申し立てます。

## 記

|   |                              |
|---|------------------------------|
| 1 | 職 名<br>-----<br>氏 名<br>----- |
| 2 | 事業場の代表者である理由<br>-----        |

## ※留意事項

事業場の代表者となる条件  
最低限、「申請者が行う産業廃棄物処理業務の契約権限が委任されていること」が必要です。

年 月 日

様

(申請者)  
住 所氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

## 同時申請（届出）に関する申立書

本申請（届出）における下記の添付書類については、平成 年 月 日付で貴庁

に同時に申請（届出）した

|                   |           |               |
|-------------------|-----------|---------------|
| 産 業 廃 棄 物         | 収 集 運 搬 業 | 新 規 許 可 申 請 書 |
| 特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 | 処 分 業     | 変 更 許 可 申 請 書 |
|                   |           | 更 新 許 可 申 請 書 |
|                   |           | 変 更 届 出 書     |

の

ものと共通しておりますので、添付を省略します（コピーを添付します）。

記

添付を省略する書類のチェック欄に印をつけてください。

| チェック                     | 添 付 書 類                                                                            |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 収集運搬器材の写真（様式第6号の2第6面）                                                              |
| <input type="checkbox"/> | 誓約書（様式第6号の2第10面）                                                                   |
| <input type="checkbox"/> | 車両の貸借に関する証明書（別紙3）                                                                  |
| <input type="checkbox"/> | 法人登記事項証明書（法人）／住民票等（個人）                                                             |
| <input type="checkbox"/> | 役員・相談役・顧問・政令使用人及び株主又は出資者の住民票及び登記されていないことの証明書（後見登記等に関する法律に規定されるもの）等又は法人の登記事項証明書（法人） |
| <input type="checkbox"/> | 政令使用人の住民票等及び登記されていないことの証明書（後見登記等に関する法律に規定されるもの）等（個人）                               |
| <input type="checkbox"/> | 納税証明書                                                                              |

様式第4号



産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業許可証書換え交付申請書

年 月 日

兵庫県知事様

申請者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
〒

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話 ( ) ー 番

|           |     |     |
|-----------|-----|-----|
| 許可年月日     |     |     |
| 許可番号      |     |     |
| 書換交付申請の理由 |     |     |
| 変更内容      | 変更後 | 変更前 |
|           |     |     |

様式第 5 号



## 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業許可証再交付申請書

年 月 日

兵庫県知事様

申請者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
〒-----  
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)-----  
電話 ( ) ー 番  
-----

|          |             |
|----------|-------------|
| 許可年月日    | 年 月 日       |
| 許可番号     |             |
| 再交付申請の理由 | 破 損・汚 損・亡 失 |
|          | 具体的理由       |

(備考) 破損又は汚損した場合、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業許可証を添付すること。

## 石綿含有産業廃棄物の取扱いについて

兵庫県では、平成 26 年 1 月 1 日以降に許可（新規、変更、更新いずれの場合も含む。）又は書換えをした産業廃棄物収集運搬業許可証（積替え保管を含まない）については、「廃プラスチック類」「がれき類」「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」3 品目の後に「石綿含有産業廃棄物を含む。」または「石綿含有産業廃棄物を除く。」を記載しています。

現在の許可証に「石綿含有産業廃棄物を除く。」と記載がなければ、石綿含有産業廃棄物の取扱いが可能です。

限定の記載がない許可証については、許可及び書換え時に「石綿含有産業廃棄物を含む。」と記載します。「石綿含有産業廃棄物を除く。」と記載することを希望する場合は、更新申請時にあわせて、事業の一部廃止として、変更届出書を提出してください。

| 区分               | 許可証における記載                                                                                                                                            |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 石綿含有産業廃棄物を扱えない場合 | 次のとおり、品目の後に括弧書きで限定の記載があります。<br><br>廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）<br>がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）<br>ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず<br>（石綿含有産業廃棄物を除く。）                        |
| 石綿含有産業廃棄物を扱える場合  | 許可日、書換え日が平成 26 年 1 月 1 日以降のものには「石綿含有産業廃棄物を含む。」と記載。<br><br>廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）<br>がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）<br>ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず<br>（石綿含有産業廃棄物を含む。） |

優良産業廃棄物処理業者等で、平成 26 年 1 月 1 日以前に交付された許可証の場合は、「(石綿含有産業廃棄物を含む。)」という記載はありません。この場合、「(石綿含有産業廃棄物を除く。)」と記載されていない場合は、石綿含有産業廃棄物を取扱うことができます。

※ 政令市（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市）が行う許可については、各政令市へお問い合わせください。

## 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱いについて

兵庫県では、平成 29 年 10 月 1 日以降に許可（新規、変更、更新いずれの場合も含む。）又は書換えをした産業廃棄物収集運搬業許可証（積替え保管を含まない。）については、「水銀使用製品産業廃棄物を含む。」又は「水銀使用製品産業廃棄物を除く。」を記載しています。また、「燃え殻」「汚泥」「廃酸」「廃アルカリ」「鉍さい」「ばいじん」の 6 品目の後に「水銀含有ばいじん等を含む。」又は「水銀含有ばいじん等を除く。」を記載しています。

現在の許可証にこれらの記載がなければ、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱いはこれまでどおり可能です。

限定の記載がない許可証については、許可及び書換え時に水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱いを確認し「水銀使用製品産業廃棄物を含む。（又は「水銀使用製品産業廃棄物を除く。）」、「水銀含有ばいじん等を含む。」（又は「水銀含有ばいじん等を除く。）」を記載します。

※ 政令市（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市）が行う許可については、各政令市へお問い合わせください。

# 水銀産業廃棄物の処理に係る申出書

兵庫県知事 様

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

産業廃棄物収集運搬業において、「水銀使用製品産業廃棄物」または「水銀含有ばいじん等」(以下「水銀産業廃棄物」という。)を

- { 取り扱いませぬ。  
取り扱いませぬ。(詳細について以下に記載してください)

取り扱う水銀産業廃棄物

水銀使用製品産業廃棄物

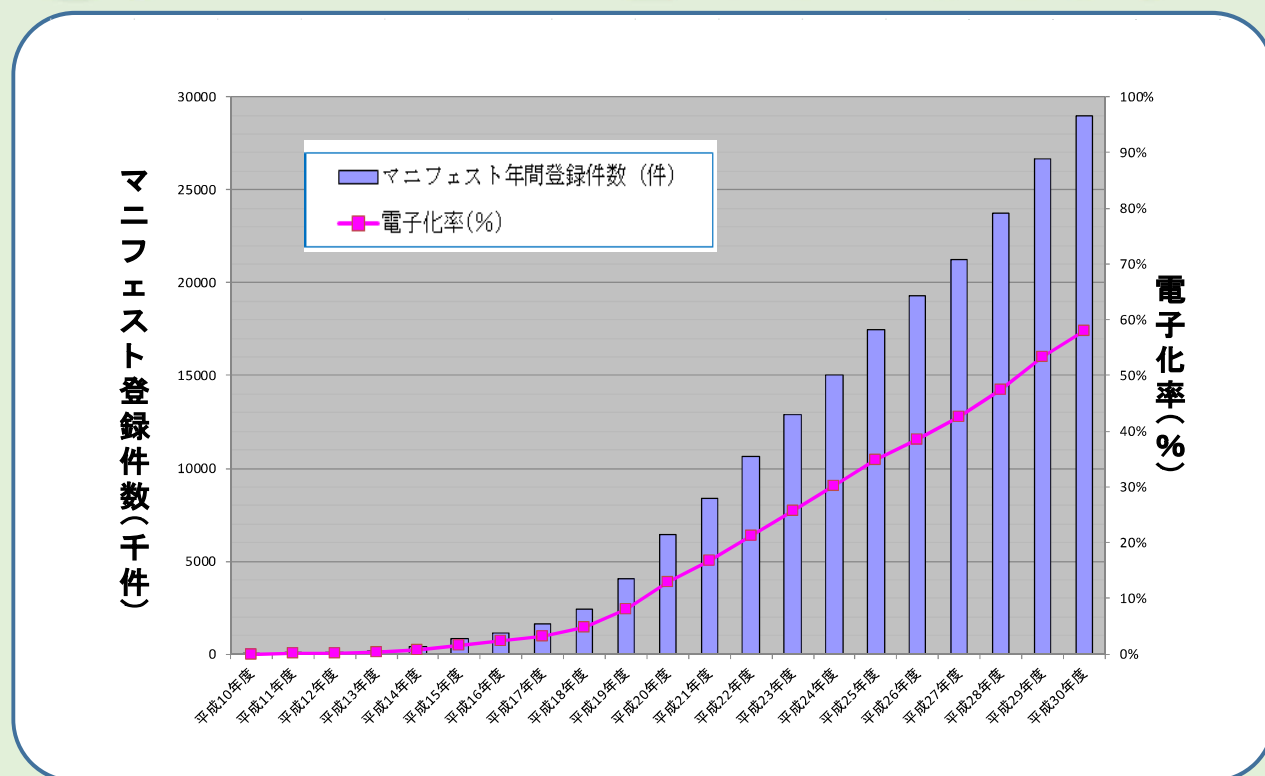
水銀含有ばいじん等

| 産業廃棄物の種類 | 燃え殻                      | 汚泥                       | 廃酸                       | 廃アルカリ                    | 鉍さい                      | ばいじん                     |
|----------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 取扱う産業廃棄物 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |



# 収集運搬業者の皆様へ

## 電子マニフェストをはじめましょう！



電子マニフェストの利用が58%となりました。(2019年3月時点)。  
今後も電子マニフェストの利用拡大が見込まれます。

### 電子マニフェストを利用するには？

排出事業者、収集運搬業者、処分業者がそれぞれJWNETに加入している必要があります。スマートフォン、タブレットでも利用できます。



# 電子マニフェスト利用のメリット

## 操作が簡単・事務作業も効率的に

- 伝票(B2票)の返送が不要なので、事務作業が軽減し、**返送費用もかかりません。**
  - スマートフォン、タブレットからも簡単な操作で報告できます。
- ※専用のアプリケーション(有料)を利用して、請求・管理等の業務をさらに効率的に行うことが可能です。



## マニフェストの保管が不要、紛失の心配なし

- マニフェスト情報は情報処理センターに保存されますので、伝票の保管は不要です。
- 伝票紛失の心配もありません。



## 記入漏れの心配もなし

- 廃棄物処理法で定める必須項目をシステムで管理していますので、入力漏れの心配はありません。



## 定額で利用可能

- 基本料のみ**(年間12,000円(税抜))でご利用いただけます。何件報告しても、**報告に料金はかかりません。**

↓↓ 電子マニフェストに関するお問合せはこちら ↓↓

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター



サポートセンター 0800-800-9023

月～金曜日(祝祭日除く)の午前9時～午後5時  
(通話料無料)



# 「登記されていないことの証明書」 を必要とされる方へ

## 1 あらかじめ用意していただくもの

「申請用紙」や「委任状」の入手方法については、裏面の案内を御参照願います。

### 【本人が証明書を取得する場合】

- ①認印(シャチハタの使用は御遠慮ください。)
- ②身分証明書(運転免許証, 保険証等。有効期間内のもの)
- ③手数料(1通当たり300円分の収入印紙。法務局内で販売しています。)

### 【他人の証明書を取得する場合】

☞「代理人」による申込み

- ①認印(「本人」の場合と同様。ただし, 代理人のもの)
- ②身分証明書(「本人」の場合と同様。ただし, 代理人のもの)
- ③手数料(「本人」の場合と同様。)
- ④委任状

## 2 特に注意していただくポイント

①申請用紙には、「住所」や「本籍」を記載していただきますので、必ずあらかじめ登録されているとおりの内容を確認しておいてください。

☞ 記載内容を誤った場合、誤った内容の証明書が発行されてしまいます。  
また、納めていただいた手数料をお返しすることもできません。

②この申込みには「管轄」がありませんので、お近くの法務局を御利用いただけますが、都道府県庁所在地の法務局(本局の戸籍課)に限ります(支局・出張所は不可)。

③「郵送」による請求も可能ですが、この場合は、「東京」の法務局のみの対応となります。

☞ 「身分証明書」については、「コピー」(裏/表)を提出していただくほか、切手を貼付した「返信用封筒」(申請書に記載した住所を宛先とするもの)が必要となります。

## 3 お問い合わせ先

〒650-0042

神戸市中央区波止場町1番1号

神戸第二地方合同庁舎内/3階(国道2号線沿い。「京橋」交差点そば)

神戸地方法務局戸籍課

電話 078(392)1903(平日の8:30から17:15まで)



☞ インターネットを利用することができない方におかれましては、お近くの**法務局**で申請用紙をお取り寄せください。  
 なお、申請用紙等は「支局」でも配布しています(ただし、証明書の発行は不可。「出張所」は配布も発行も不可)

